

北秋田市に住んで、お仕事をするあなたを応援！

奨学金の返還を助成します

北秋田市では、人材の確保と定住促進を図るため、市内に住民登録し就労する方を対象に、**奨学金等の返還金の一部を助成します。**

▼助成内容

・助成率

奨学金等の返還金額の

3分の1（上限額 年13万3千円）

国家資格に基づく就労の場合

2分の1（上限額 年20万円）

・助成期間

助成対象の最初の月から

最大 **5** 年間

5年間で最大

100万円

※本制度と秋田県の奨学金返還助成制度を併用した場合、助成金額が変動します。詳しくはお問い合わせください。

▼受給要件

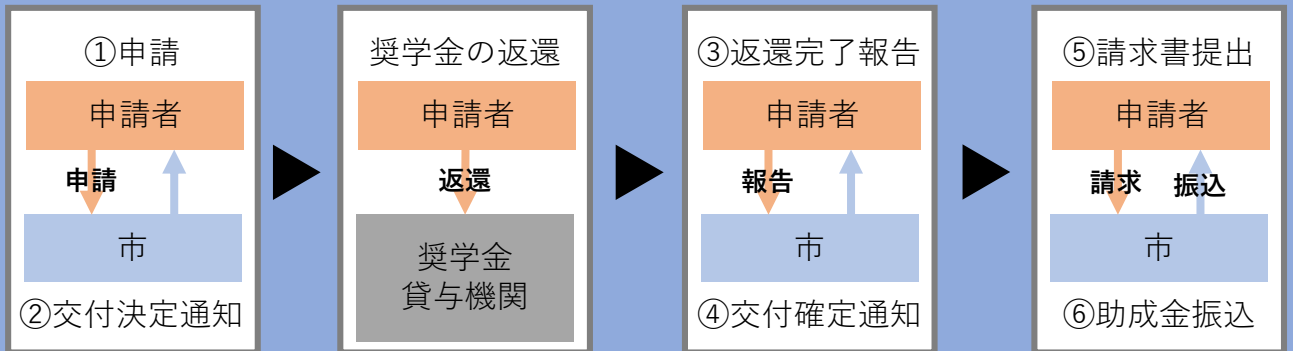
補助金の申請時に、**次の全ての要件を満たすことが必要**です。

- 北秋田市に住民登録していること
- 平成27年4月1日以降に奨学金等の返還を開始した方、または平成27年4月1日以降に北秋田市に住民登録し居住した時点で45歳未満の方で奨学金等を返還している方
- 就労していること
- 公務員の正職員ではないこと
- 5年間を超える期間、北秋田市に居住する意思があること
- 市税を滞納していないこと



▼申請から助成までの流れ

※補助対象期間が終了するまで下記手続きを毎年繰り返します。



▼申請時の必要書類

- 奨学金等返還支援助成金交付申請書（様式第1号）
- 奨学金等の貸与を証するもの
- 返還金額を証するもの
- 就労証明書（様式第2号）
※自営業の方は営業証明書など
- 国家資格を証するもの（国家資格に基づく申請の場合）

▼対象となる奨学金等

- 日本学生支援機構（1種または2種）奨学金
- 秋田県育英会 奨学金
- 北秋田市奨学資金
- 社会福祉法人秋田県社会福祉協議会 教育支援資金
- 地方公共団体等 奨学金
- その他市長が認める奨学金

お問
合せ

北秋田市 産業政策課 移住・定住支援室

☎0186-62-8002

✉iju@city.kitaakita.akita.jp

〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番4号

北秋田市 奨学金

検索



申請様式や詳しい申請内容などはコチラからご覧ください。